（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種　別　単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法(昭和２６年法律第２６７号)第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,330	260,000	90,000	28	2,860	710	24,000	135
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	330	70,000	20,000	7	710	180	6,000	35
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給								
	（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	890	180,000	60,000	19	1,900	470	16,000	90
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	220	40,000	15,000	5	480	120	4,000	20

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	オーストラリア	サモア	ソロモン
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	タラ	ドル
170	2,140	2,180	1,690	22	1,000	28	460,000	70	21,800	41,000	171,000	25	52	160
40	540	550	420	5	250	7	120,000	20	5,500	10,000	43,000	6	13	40
110	1,430	1,450	1,130	15	650	19	310,000	45	14,500	27,000	114,000	16	35	107
30	360	360	280	4	150	5	80,000	10	3,600	7,000	29,000	4	9	27

トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ
パ・アンガ	ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル
41	27	55	22	42	22	22	22	24	185	525	22	192.50	22	171
10	7	14	5	11	5	5	5	6	45	130	5	43.75	5	43
28	18	36	15	28	15	15	15	16	125	350	15	131.25	15	114
7	5	9	4	7	4	4	4	4	30	90	4	35.00	4	29